

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第8回） 議事録

1. 日 時：平成27年2月27日（金）11:00～11:58

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（構成員）

内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 ・国際担当（The Japan News主筆）
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

（内閣府）

越智 隆雄	内閣府大臣政務官
井上 源三	内閣府審議官
幸田 徳之	内閣府大臣官房長
福井 仁史	大臣官房審議官
森丘 宏	大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

資料1 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言（骨子案）

○老川座長 ただいまから第8回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開催する。本日も越智政務官に御出席をいただいております、議事に先立ち御挨拶をお願いします。

○越智政務官 本日は「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」委員の皆様におかれては、大変お忙しい中御出席いただき、感謝申し上げます。本日の会議では、これまでの議論や海外調査の結果なども踏まえ、年度末の取りまとめに向け、国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言の骨子案について議論いただきたい。また、国会の動きを御報告させていただくと、来月3月18日に、超党派の議連である「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」第3回総会が開催されることになった。国会文書の扱い、新たな公文書館の施設の建設に関する国会と政府への要請等について、協議をされると伺っている。このような国会の動き等も踏まえ、本日も国立公文書館の機能・施設の両面にわたる充実策について、御指導いただくことを心からお願い申し上げます。

○老川座長 政務官は公務により、ここで退席していただく。

(越智政務官退室)

○老川座長 それでは、議題1の「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言（骨子案）について」、事務方から説明をお願いします。

○森丘課長 それでは、資料1、提言の骨子案について説明させていただく。まず、1ページ目、目次として、趣旨・背景、新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性、調査検討会議における今後の検討という大きな3つの柱や、2の論点と方向性の(1)～(3)、これは中間提言の柱立てのままを考えている。まず「1. 趣旨・背景」の最初の○であるが、我が国の公文書管理は、公文書管理法の制定により制度面ではようやく体系が整った。他方、国立公文書館の機能の水準については、なお諸外国に比べ著しく見劣りすることや、国立公文書館の施設については、公文書管理法の制定時からの継続的な課題であることをまず冒頭に記載している。

続いて、先ほど政務官からも紹介があった「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」であるが、昨年5～6月に国会周辺に新たな国立公文書館を早急に建設すべきとの要請があったということも続けて記載している。

さらに、国立公文書館の機能・施設の在り方について幅広く調査を行うため、昨年5月から本調査検討会議を開催し、8月には中間提言を取りまとめた。それから、11月～12月にかけて、海外の現地調査を実施した。このようなことも踏まえて望ましい方向を示すことを趣旨・背景とさせていただいている。

続いて「2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性」について、まず(1)展示・学習機能については、中間提言の内容を要約しつつ、その次に、さらにつけ加えるべき論点として構成している。中間提言の内容について、我が国の国立公文書館、現在、北の丸公園にある公文書館は、本格的な展示機能は有していないことを冒頭に書いている。

また、諸外国では、歴史的な公文書の原本を通じて、国の歴史を学ぶ学習機能を果たしているが、日本においては、稀である。さらに、国立公文書館は国の重要歴史公文書を展示し学習する機能を備えるべきと中間提言では御指摘していただいている。

2 ページ以降、海外調査の結果も踏まえ、さらに追加すべき事項として、公文書管理の意義と展示・学習機能の重要性がある。まず、アメリカにおいては、国の成り立ちに関する展示を通じて建国の理念を再確認している。前回の調査検討会議での御議論でもあったが、展示・学習を通じて、公文書管理が国の成り立ちの根幹を支える施策分野であるという認識を広めることが重要であるということをもまず述べている。続いて、展示機能と学習機能の一体的な実施であるが、各国においては公文書館における展示物を活用した形で、児童生徒たちにみずから考えさせる学習プログラムを実施していることを記載したらどうか。

続いて、デジタル技術の活用について、アメリカなどではタッチパネルなどのデジタル技術を活用した展示を行っており、関連する情報をわかりやすく一体的に提供している。学習プログラムについて、イギリスではアウトリーチ活動などを通じ、学校教育の一環として、公文書館所蔵の公文書が活用されているという実態があった。専門家、関係機関との連携であるが、各国においては、アーキビストにとどまらず、展示や学習に関する専門知識を持った職員の活用、あるいは外部有識者との連携が見られた。また、他機関の所蔵する資料をあわせて展示する、さらにボランティアや寄附金等も活用するなどの取組を実施することで連携が図られている。

続いて、3 ページ「(2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用」について。中間提言の内容だが、公文書管理法では、立法府・司法府の文書も協議に基づき公文書館に移管できるとされており、既に裁判所の民事判決原本や検察庁の刑事訴訟記録は移管して公開することが合意済みである。立法府の文章についても、移管が可能な文書については、公文書館への移管について積極的に検討されるべきということが中間提言で指摘されている。続いて「(3) 国会周辺に立地する公文書の重要性を象徴する施設」であるが、中間提言においても、新たな国立公文書館は国家の中核エリアである国会周辺に立地し、ナショナルモニュメントとも言うべき態様の施設であるべきと指摘している。今回、各国の海外の現地調査を通じて、各国において国の成り立ちや国会運営の意思決定に関わる公文書の重要性が建物の態様を通じて伝わるようなナショナルモニュメントとも言うべき施設であり、例えばアメリカのワシントンDCの施設であるが、民主主義の重要性を感じ取ることができるような石造りで格式の高い建物であったり、フランスではパリの施設がフランス革命以来、200年以上にわたる歴史的な建造物であることをご覧いただいたところである。さらに、国会周辺など国家の中核エリアにおいて、国家の成り立ちの基本となる文書の展示や学習機能などを有する施設があり、多くの子供たちが校外学習において活用している実態が見られた。という2点であるが、ナショナルモニュメントとも言うべき態様を現地で御確認いただいたことと、さらに現地で展示・学習機能と国会周辺の立

地が相まっていることが全体の締めくくりという格好にさせていただいているが、注で、現在の国立公文書館の施設、本館北の丸公園の活用について、まだこの調査検討会議では御議論いただいていたので、念のために注記させていただいている。

最後であるが、調査検討会議における今後の検討について、今年度の調査については、国立公文書館が果たすべき様々な機能のうち、特に展示・学習機能などを中心に検討していただいた。来年度については、引き続き継続的に調査するとともに、その他の機能、保存、人材育成、修復などについても議論を進め、機能・施設の在り方に関する検討を引き続き実施していただいたらどうかということに記載している。併せて御報告であるが、前回の調査検討会議においてアンケートをどのようにするか御議論いただいたが、今年度は実施せず、来年度の検討の中でどのような方の意見を聞いていくかについても、御相談したいと考えている。

○老川座長 それでは、これから議論に入りたいと思うが、その前に、ヨーロッパの海外調査に参加された永野委員に御所見を伺えればと思うので、よろしくお願ひしたい。

○永野委員 初めに、今回のヨーロッパの訪問だが、私はどちらかというと理工系の人間であるが、めったに訪れることができないところをたくさん見せていただき、内部組織や運用方法なども勉強させていただいて非常にためになった。非常にタイトなスケジュールで、実質は4日で3か国5か所を回って、ロンドンにいたが、ロンドンの市内も行っていないし、パリにいたが、エッフェル塔も見ていないというタイトなスケジュールであったが、内容として非常に充実した訪問であった。前回会議の議事録を読むとほとんど言い尽くされているので、印象に残ったことだけお話ししたい。

まず、1つ目は教育機能であるが、特に、イギリスのケース。議事録にもあるが、イギリスのケースがいわゆる初中教育というか、そちらに対して非常に充実しているという印象があった。実際には、イギリスに30人ぐらいのチームがあり、そのチームの人は恐らくもともと教職関係者だと思う。そして、学校のことをかなりよく知っていて、特に今イギリスは教育改革で教科学習から総合学習に切りかえるような形、テーマ学習みたいな形に切りかえるようにしているということもあり、そのようなタイプのカリキュラムをかなりつくっている。そして、会場には20人か30人ぐらい入れるような部屋があったが、そこに来ると言うよりも訪問する方が多いと仰っていたが、そのような形で教育を行っている。実際どのようなカリキュラムを行っているのかということも紹介していただいたが、例えば1666年ロンドン大火というのがあり、そのときに歴史を勉強された方はよく御存知のパン屋から火が出たという話があるが、そのような史実を出しながら、子供たちにその頃の市政状況というか、どのように建物が建っていて、どのような店があって、かまどの数まで全部書いてあるといったことを調べさせ、いわゆる生活と大火によってどれだけのものが損失したのかということも勉強させる。何かテーマを出して子供たちに調べさせる。その時にこちらのほうで用意していた文書を見せて考えさせる、そのようなタイプのカリキュラムであった。幼稚園でも行っているというのはびっくりしたので、どのようなことを

やっているかと聞いたら、“Who am I?”のような、あなたは誰、私は誰といったことをまず聞き、あなたに名前があるでしょう、どうして名前があるのというようなことを聞いて戸籍を調べさせ、そこにちゃんと書いてある。それが非常に重要な情報だというようなことを行っているという。

フランスに行っても感じたが、そのような文書を残してきちっと保存しておくことがいかに大事かというメッセージは、社会的にそのようなメッセージがずっとあるという感じ。したがって、無理やり文書館を一生懸命アピールしているのではなく、基本的にそのような考え方がある。フランスなどは特にそのようなところがあると感じた。それが教育のカリキュラムの中にうまく生きており、そこでまた文書館が一つの役割を果たしている感じであるから、我が国もといったときにどのように考えたらいいのかと思ったが、やはりそのようなメッセージをどのような形で初中教育のレベルまで落としていくかということは、直接公文書館の建物がどうかということとは関係ないが、非常に重要だとつくづく思った。いらっしゃっている方々も専門家、私がお伺いしたときは大体100端末ぐらい並んでいるような検索室であったのが、20~30人おり、ほとんど市民ということであった。何をしているのかと聞いたら、これも記録に残っていたが、自分のヒストリーを調べていた。要するに過去である。イギリスは1600年ぐらいからきちんと歴史を残すような雰囲気があるということで、そうした年代から後ろは全部あるということであった。展示に関しては、私はフランスの例が非常に面白いと思ったが、基本的に2つの場所を持っていて、パリと郊外の新しいところにあるのだが、そこでテーマについていろいろチームをつくりディスカッションをし、出してくるのだという話をしていた。実際にテーマが決まって実行するのに1年ぐらい時間が必要とのことだが、コンペのような形でパリからも出てくるし、オフサイトからも出てきて、そして、非常に重要なテーマだと必ずパリで行う。そのような形で、両方で連携してやる。そのときの内容に関しては、公文書館の人間だけではなく、記録にあったように色々な外部の有識者のグループをテーマ別につくり、かなり詰めていく。

もう一つ、私たちは見習うべきかと思ったことは、現実に展示の内容を見ても、原本を出しているケースももちろんある。それよりも、そのテーマに対して原本プラスアルファのようなもの、例えば他から借りてきたものなどを見せて、テーマ全体の意味づけのようなものを展示しているという感じだった。したがって、展示物を見に行くというより、その展示物のまつわる前後の歴史や、意義、そのようなものを一生懸命アピールしている。イギリスの展示をぱっと見たが、原本は1つもなかった。一般の人が見るところは全部デジタルで、あとは年表や、戦争で使用したもの、博物館から借りてきたようなもので実施しており、もうその前はカフェみたいになっており、ちょっと寄ってちらっと見てまたお邪魔するという雰囲気をつくっている点もなかなか学ぶべきところで、そのような点も考えてみる必要があるかと思った。たしかフランスだと思うが、いわゆる専門家の専門学校のようなものを併設していて、そこで行うと同時にその作業を手伝いやり方を覚えていくような形のコーナーが造られていることも印象に残った。いずれにしても私の専門になる

が、何か基本的な教育の力のようなもの。公文書がいかに重要なことであり、それをきちんと保存して守っていくことがどれほど重要かといったメッセージを教育の力で伝えていかないと、この会議だけで頑張ってもなかなかできないという印象を受けた。

○老川座長 それでは、今の永野委員の話も踏まえ、事務局から先ほど説明があった提言の骨子案について、御質問や御意見を御自由に仰っていただきたいと思う。

○永野委員 先ほど早めに来たので骨子案を全部見せていただいたが、例えば1ページのところで、中間提言の内容をまとめているわけだが、これを元にして文章をつくとすれば、確かに学習機能を備えるべきということであるが、それプラス何か、例えば、「また諸般の教育機関と連携して」といった形で、ここだけで学習機能を備えるということは実際の運営としては難しい気がするので、そのような言葉を入れて、要するに拡大して考えるべきということを入れたらどうかと思う。同じようなことで2ページのところも、学校教育の一環として公文書館所蔵資料を活用するという言い方だと、文書そのものは学校教育についてのメッセージであるが、むしろそれと同時に、情報を保存し、情報を活用する重要性を伝えるとか、国民に示唆するとか、そのようなかなり強い口調で書いてもいいのではないかと思った。

○森丘課長 いずれも連携や拡大といった、委員の御趣旨を踏まえて工夫したいと思う。今日の資料は、骨子案であるので、今日の議論も踏まえて、またいろいろ追加していくことも考えている。

○加藤委員 2ページの骨子案、非常によくまとまっていると思うが、言葉として「アウトリーチ」という言葉が入っているが、「発信」という言葉がないのはもったいないと思う。我々はよく文書を作るときに、内容が乏しいときほど「発信」という言葉を入れてしまうが、この文書はむしろ非常に重要なことを書いていながら、その発信拠点といった点を強調していないので、惜しいと思った。

例えば国立公文書館やアジ歴のホームページなどを見ると、新着情報として、新しい文書がアップされたことを書き、例えば終戦処理関係の旧陸軍の文書や、公文録の中で今までデジタル化しにくかった、統計表などの非常に大きな紙面の画像がアップされており、実際、とても重要である。しかし、先ほど永野委員が仰ったように、これらの文書がいかほどの意味があるのかということについて、もう少し簡単に、噛み砕く形で、国民に示していけたらよいのではないか。140字のTwitterなどでつぶやけないか。昨夜、アメリカのナショナルアーカイブズなどの公式Twitterを眺めていたら、来週来る小学生50人を我々は今待っていますよ、とつぶやき、その待っていますということを示すために、小学生が座るべき椅子などを写してあり、とても効果的な発信だと思った。また逆に、謎かけとして、この写真はどこの何の一部でしょうか、などとつぶやきつつ、写している。

したがって、来て貰う、展示を見て貰う、そのための仕掛けはとても大事で、国会見学に来た小中学生を引きつける。一方では、行きたいという妄想のようなことをかき立てるようなものをTwitterなり、今のSNSなりを使いながら、それを発信する拠点としても人員

の整備なども含め、できたらすごく良いと思った。

○老川座長 私も骨子ということだから、恐らく言葉を非常に省略してあるのだろうと思うが、意味がよくわからないのが、最初の1ページの3行目、あるいはその後にも出てくるのだが、過去に比べて見劣りすると書いてあり、その後にも国立公文書館の施設の在り方についてもこれこれとあるが、この場合の「施設の在り方についても」というのは何を言わんとしているのかよくわからない。もう少し言えば、今、展示機能を中心に書いてあるわけだが、報告書を出す以上は、そのもう一歩手前のそもそも今の施設がもう収蔵すること自体限界に来ていて、保存もこれから先大変だという、今のままではどうにもならないということをやはり言うておく必要があるのではないか。単に外国に比べて見劣りするだけだと、別にそんなに急がなくてもいいのではないかなりかねないので、現在の状況がもう限界に来てると、このまま放置するわけにはいかないということがまずあって、かつ外国ではこうなっていて、作り直す以上はこのようなことが必要でといった物の言い方にしたほうが話は通りやすいかという印象を受けたので、検討していただきたい。

また、3ページ目の中間提言の内容でもあるが、一番上、立法府・司法府の文書は協議に基づいて云々とあって、2つ目の○で立法府のとあるが、立法府・司法府両方とも協議をすれば設営できるとなっていて、司法府は既にこうなっているが、立法府はまだ必ずしもそうっていないという意味であれば、その辺がもう少しクリアにわかるような言い回しのほうがいいのかという印象を受けた。

○森丘課長 骨子にした関係で意味が通りにくくなっているところもあろうかと思うが、お手元のファイルに中間提言の本体と、諸外国の関係資料も用意しているので、適宜御参照いただければと思う。座長が最初に仰った、冒頭の趣旨・背景の記載をわかりやすく充実させるという点は、いただいた御指摘も踏まえて考えてみたいと思う。加藤委員から、発信について人員の整備も含めて御指摘いただいたが、非常に大事なポイントであり、外国調査でも諸外国ではマーケティング部門だけで十何人といったことが前回課題になったかと思うので、そのあたりも書かせていただければと思う。

○老川座長 それに加藤委員のお話を伺っていてそうだなと思ったことは、カフェがあるという話。これは案外大事なことという気がした。我々、専ら展示や学習に関心が行っているわけだが、やはり来た人が一休みできるというか、そのような場所。例えば国立新美術館に行くと洒落た感じのガラスの空間でお茶を飲んだり軽食を食べられる施設がある。そのようなものがあると大分その場所の空気というか魅力というか、一般の方々は特にこれから高齢者の方、時間に余裕のある方、そのような方などが来ることも想定すると、少し一休みできるような場所を作るということもどこかに盛り込んでおいたほうがいいのかもする。

○内田委員 老川座長の最初の御指摘と重なるが、私も諸外国に比べて著しく見劣りするという点からずっと出発しているのだが、これも少しさびしい気がしていて、ここが見劣りするという点をきちんと論を立てて話をするのではないのか。そうすると、1つはっ

きり言えることは、公文書管理行政は、収集・保管・分析に加えて国民に向けた展示・学習、利用の機能があって初めて国民の知る権利に応える行政として完結するのだということと、公文書管理行政の先進諸国では当然これがフルセットで行われているということ。にもかかわらず、日本ではこの後半の部分が全くないので、その結果、人員も予算も施設も著しく見劣りをしているのだと、きちんとこれまでの議論なり視察でわかってきたことなので、そこを明確に書かれたほうが良いのではないか。これまでのような、「よそのうちに比べて相当見劣りするから何とかして欲しい」という議論だけでは、「それはわかるが、今金がないからね」という反論にすぐ負けてしまいそうな気がするので、そこをきちんと言ったほうがいいのかと思う。カフェの機能については、今、私の職場がある神谷町の駅にTSUTAYAが本屋を営んでいて、スターバックスコーヒーと一緒に営業しており、コーヒーを買ってきて、買う前の本を自由に見ていいという随分大胆なことを行っている。この手法で随分と来客が増えた感じもするし、そこでは本を買うのではなくパソコンを持ち込んで仕事をしている人もいるが、非常に良い空間になっていると思った。

○松岡委員 私も今の内田委員の意見に大変賛成であるが、今の公文書館は、いわゆる公文書管理法ができる前の公文書館法の時代にできた施設であり、今、公文書管理法ができて既に施行して4年になる時代において、公文書館の位置づけがその当時とは大分違ってきているのではないか。その意味で、公文書管理法が前提としてあるということをもっとこの文章の中で強調してはどうかと思う。

○老川座長 永野委員に伺いたいですが、イタリアでは、いわゆる専門家養成の学校も併設されているという話だったが、もう少し詳しくどのようなになっているのかお聞かせ願いたい。

○永野委員 調査終了後に少しのぞかせていただいたぐらいで、参加している人に少しヒアリングした程度だったが、そこはかなり古い建物になっており、2階の奥に日本で言う専門学校のような学校があり、その生徒には実際の色々な作業を手伝い実習する形で行われており、資格を与えていた。一種の専門学校という感じを受けた。そこに来ている人は、いわゆる学生だけではなく、一般の方で仕事を変えたい、興味を持っているという方もいた。この公文書館でこのようなことを小規模でも行っているかと思うが、建物のことも考えると、結局何かの技術を外に持って教えるというだけではなかなかうまく伝わらない。つまり、具体的なものも出せないし、あるものを見て、そこで保存されている実態も見て、それで作業の意味を持って実現するというのを考えると、その場所にも小さな学習というか、専門家の学習、そのようなものが要するという気はしている。したがって、学習というのは2つ意味があるのかもしれないが、小、中、高、あるいは市民への学習という機能と同時に、専門家要請の機能の一部分を新しい組織は連携する必要がある。

2つアイデアがあると思うのだが、先ほど言ったように大学のほうにそのようなものがあるので、そちらにこちらからいろいろやっていくというのはもちろん続けたらいいのだが、それだけではなかなか実際のもものはわからないのではないかという感じがした。実際に大昔のフランスの革命前のものが全部冊子にして棚に並んでいる。それはもう本当にハ

リーポッターの世界みたいなところであるが、ああいうものは見せていただいて歴史の重さを感じて、それをきちんと残しておかないといけないということをつくづく感じたので、そのような実態を見せるという、開いたものではなく保存されている状態や、そのためにどのような工夫をしているか、光が入らない工夫をしているかなど、そのようなことも本物を見ると全然違うと感じた。

○老川座長 それから、いわゆる個人で所蔵されたりしているもの、歴代総理大臣や、そのようなものもなるべくこのようなところから集めたほうがいいのか、そのようなことはどこかで触れるようになっていたか。つまり、内閣、立法、やはり行政文書、司法関係、立法府、そのようなものを集めたらいいという議論だけではなく、非常に大事なものがあるいろいろなところにあり、外交史料館その他との機関同士の問題と、もう一つは、個人的に所蔵されているが、そのようなものもこのようなところに、1カ所に集めたいほうがいいのか、あるいは所有権は別にしても、連携がとれるようにしたほうがいいのか、というところをどのような箇所ですべて述べていいのか。

○森丘課長 調査検討会議では前半で議論いただいているが、中間提言の際には中間提言の3ページ目、上から5行目に、民間や外国に点在する公文書関連資料の積極的な収集とあり、中間提言の時点で引き続き検討という整理になっている。中間提言では、13ページをおめぐりいただくと、機能、施設の在り方に関する検討課題の例として、この調査検討会議の検討課題の全体像のようなものをお示ししているが、そちらの左下に政治家、民間、地方自治体など、今、座長から御指摘のあったような論点が入っている。したがって、今回、3月の段階の提言でどこまで盛り込むのかということはこの会議での議論であるが、原案では展示と教育、施設や立地など、今日御覧いただいたような構成になっている。

○老川座長 中間報告はとりあえず場所を造る必要があるということを言うために中間的に出しているわけであるが、いわゆる報告書というのは今度まとまった形で初めてになる。そうすると、先ほど内田委員あるいは松岡委員が言われたような、そもそも国立公文書館をリニューアルする必要があるのかということをしつかり言うところから始まり、そして外国との比較や展示機能の在り方といった記述になっていく流れだと思うので、一番最初の根っここのところで、現在、公文書館は北の丸にあるが、これも限界に来ている。それぞれに関係機関に分散して所蔵されている。そのようなものを1カ所にまとめるなり、あるいは連携がきちんとできるようにする必要がある。あるいは個人所蔵のものをこのようなところを集める必要がある。そのように歴史的な文書を1カ所に集めていく、そのような機能を持ったものが必要だといった上で、では具体的にどのようにしたらいいのだと、このような構えの方が報告書をせつかく出す以上は望ましい。展示機能や何とかだけの各論みたいな話になってしまうと一番最初の本格的な報告書と言うには何か物足りないような気がするがいかかがか。

○森丘課長 承知した。そのような方向で考えたいと思う。

○尾崎オブザーバー 今のお話だが、要するに国民の皆さんによく見てもらいたい、大勢

の人に来てほしいというところから、展示機能や、カフェも必要ではないかという話が出ており、その通りであるが、一番の基本は何かというと、やはりロケーションである。私は、国立歴史民俗博物館の関係の仕事で、財団の理事長を8年ほど勤めていた、千葉県の佐倉にある。どんなに努力しても佐倉にあるというロケーションだけで、人を集めることは非常に難しい。そのため結局東京に館長が出張し、そこで会合を開けば本当に満員になる。こんなに歴史好きの人がいるのに、やはり佐倉に持ってくるというのはどうしようもない、すごい挫折感を味わったのだが、ロケーションの問題は一つそのようなこともある。やはりそれにより来てくれる人の数が全然変わってきてしまうということもあるので、何か基本となることを書き込むのであれば、ロケーションの問題も併せて書いておいていただけたらという気がする。要するに、図書館と文書館の違いになってくるのだが、歴史的な非常にいい資料であれば、すべてそろえるというか、そのようなものに目がいくのだが、それは図書館か何かの話ではないかという気がしており、やはり文書、公文書という限界が一つかかっている。したがって、どこかに公文書が過去に管理が悪かったから散逸している。公文書なのにほかのところにあるというようなものは積極的に収集するべきではないかと思うが、図書として売り出されて、コマースベースで買える形でスタートしているものとはやはり違うというところ、そこは一つはっきりさせておいたほうが良いと思う。ロケーションの問題と関連してくるのだが、先ほどのカフェの問題は本当に大切だと思うが、それも人が来ないとペイしない。したがって、そのようなものをきちんとやるためにもロケーションの問題というのは非常に大切であるというように思う。できることならパーティーができるようにしたらいいと思う。外国ではよく結婚式や何かを音楽会場で行ったり、美術館で行ったりする。そのぐらい開かれてくるといいと思うのだが、それはお金がかかって大変だということかもしれないが、民間にやってもらうという手がある程度の規模になればあるので、そのぐらい開いてしまうということも一つあるだろうと思う。したがって、文書の管理上は問題があるのかもしれない。考えが及ばないが、やはり人に来てもらうというのはあらゆることについて、そこに重点を置くという必要があるのではないかと思う。

○加藤委員 やはり立法府の文書をどう受け取るかは大事で、中間提言などでも多少書かれていた。今度報告書を出す際には、やはり議連が第3回の総会を開くことも念頭に置き、立法府の側に対して、我々が非常に危機意識を持って見ているというシグナルを出したほうが良いと思う。つまり、公文書管理法は施行後4年たった。閣議を始めとする議事録もとるようになった。戦後の議院内閣制、国権の最高機関としての国会、この活動が今国民の目に見えるところでは、テレビの国会中継を見る以外は、議員の発言録の閲覧システムを見る形になるだろう。乱闘を含め（笑）、議員の発言という形だけを記録して、国会議員の活動として残すことで十分なのか。議員の先生たちに、それでいいのかということをやはり問いかけていかなければならないと思う。行政の側はかなりきちんと整ってきた。その中で、立法府が委員会などを通じた審議で随分法案を変えている、この国会審議の過

程、議員立法の過程が、国の形をつくっているということが史料と記録という形で、国民の前に示されなければいけない。それはやはり永野先生の話にあったように、文書という形で小中学生から見せなければいけない。そのようなことを今まで立法府がやってきていない。これは非常に国民の前に国の活動を見せるという点で問題になっているのだということをしちんと危機意識を我々は持っているということをも促す形での文章が入ったほうが議連としても動きやすいのではないかと思う。

○尾崎オブザーバー 今の話は、そのとおりだと思うが、前の中間報告も、今度の提言骨子案も、少し国会に対する遠慮が強過ぎるのではないかと思う。やはりせっかくこれだけの委員にお集まりいただいてこのような報告を出すわけであるから、本当はそのあたりの区分は非常に大切なことであることはよくわかるのだが、このような報告書なのだから、もう少しはっきり、それは衆議院の問題であるかと言っているだけではなく、はっきりこうしてくれと言ってしまったほうが良いと思う。

○老川座長 その点について、私が今から言うことは座長ではなく単なる個人的な意見として申し上げるが、要するに国会の資料もこちらへ移管したらいいのではないかということとは良いが、具体的に何を移管するかという議論になっていくと、そのあたりでまた立法府の中でどうするのかというようことで議論が枝葉のほうに入ってしまうということになりはしないかと危惧する。一番大事なことは、尾崎オブザーバーが仰ったように場所をつくるということ。建物をナショナルモニュメント的な国家の中核機能が集約されている場所に必要だと、衆議院の土地が望ましいということをお願いわけであるが、そこへ持っていくために、あまり国会の資料の何を出すべきか、出さないか、それをどうするのかなどという議論に時間をかけられてしまうと、予算をいただかなければならないという関係で、本筋と離れたところに議論がいつてはしないかということをお私に気になるのだが、そのあたりはいかがか。

○尾崎オブザーバー 例えば国会で議論している法律があるが、これは各省庁が作成するものであるから全部行政文書として対象になると思う。また、国会での議論には議事録があるが、議事録は公文書ではなく、むしろ市販されているものであるから、それはコマースベースで広がっていく話で、公文書を積極的に集めるという話もないことから、国会の文書は何があるのか。

○菊池オブザーバー 私はよく衆議院などの事務局にいる友人などに言っていたのは、例えば議会で審議してもらった法律案そのものは行政府から出したものがほとんどであるが、中には議員立法があったり、政府提案の法案について議員修正など国会で修正される場合がある。そうすると大体衆議院・参議院の法制局で、内閣法制局のように審査をして、法律案が作られていくという形になる。例えば公文書管理法も政府提案から随分修正がされた。その間は皆さんにも御尽力いただいて与野党の修正を受けたわけだが、その具体的な修正の論点やプロセスが、衆議院法制局なり参議院法制局から審査記録か修正理由が出てこないとわからない。修正文そのものは議事録に載っているが、修正をする経緯がわか

らない。国会の修正案や法案の修正、法案の附帯決議などがあるが、これらのプロセスなども全くわからない。そのほかに国会に請願が出されて、請願の採択なども各委員会、理事会あたりでもって決まると思うのだが、その請願がどのような議論のもとに採択されるのか、そのまま採択されないようになってしまうのかということ、外には全く知れないわけだが、国民の請願権にもかかわる大事な文書であることは間違いのないだろうと思うので、そのようなものをぜひ国会からも、国民の目にさらされるような形にさせていただいたほうがいいのではないかという感じがする。

○尾崎オブザーバー　しかし、それは今の公文書管理法でも、総理大臣がそのようなものは出してくれと立法府に対して交渉できる。この種のものはずいぶん公文書館で保管したいという協議ができる。

○菊池オブザーバー　それこそまさに協議して、協議が整えばそれが移管される形になるが、今のままでは幾ら協議しても対象となり難い。

○尾崎オブザーバー　だから、それを応援する。

○菊池オブザーバー　然り。したがって、国会関係の議論の文書といえど、まさにそのような部分が全く欠落して、行政府では法案の審査過程の記録が残るが、議員立法あるいは国会修正の部分については言ってみれば全くブラックボックスのままであり、法律として採択されて出てきたところで内閣に対してこのような法律にしたので公布・施行しろという通知が来るのが現状だ。

○尾崎オブザーバー　しかし、法律の原案は行政文書で、修正されたら行政文書ではなくなるなどということはあるのか。

○森丘課長　中間提言の7ページが一番下だが、国会から想定される具体的な移管文書として先ほど菊池オブザーバーから発言のあった、請願に関する文書や、議員立法の制定過程等に関する文書というものも例示としてあり、今、検討できないかとの意見は調査検討会議で意見があったということなので、今の提言案においても引き続き同様の記載ということは可能かと考える。

○老川座長　したがって、触れないというのではなく、もう既に中間報告でも触れているわけであるから、そのようなものは望ましいとか、立法府のほうも協力することは大事であるとか、そのようなことを報告書の中で言うというのは今までも議論してきたところで、具体的に何が悪いとか悪いとかというのは踏み込んで言ってみたところで、現段階ではいかがなものか。まず、これは1回目の報告書になるわけであるから、現状の公文書館をこのままではなく、きちんとしっかりしたものをつくる必要がある。どのような機能を持たせるのか、そのためにどのような場所が必要なのかといったことを中心に、まず報告書を出して、それを踏まえて、来年度以降の報告書は具体的にどういう点を強調していったらいいのかとか、このような議論になっていったほうがいいのではないかと思うので、今日の議論はこの程度にして、今後の進め方について事務局の方から説明いただきたい。

○森丘課長　それでは、追加でまた御意見があれば、引き続き事務局の方にお寄せいただ

き、またそちらも提言の検討に反映させていただきたいと思う。今日御欠席の先生方にも本日の御議論を伝えつつコメントをいただけたら反映させていきたいと思っているので、もし追加で御意見があれば、来週中ぐらいまで事務局の方までお知らせいただきたい。また、次回の会議の開催前に、内容については御相談させていただきたい。

○老川座長 それでは、本日の会議を終了したいと思う。